

岡山市水道局自動販売機設置事業者募集案内書

令和2年度実施（令和3年4月設置分）

参加申請書受付期間：令和2年11月17日(火)から 令和2年11月30日(月)まで

適格・不適格の通知：令和2年12月 8日(火)（予定日）

見積書提出期間：適格通知受領後 から 令和2年12月16日(水)まで

開 札 日：令和2年12月18日(金)

令和2年11月 2日

岡 山 市 水 道 局

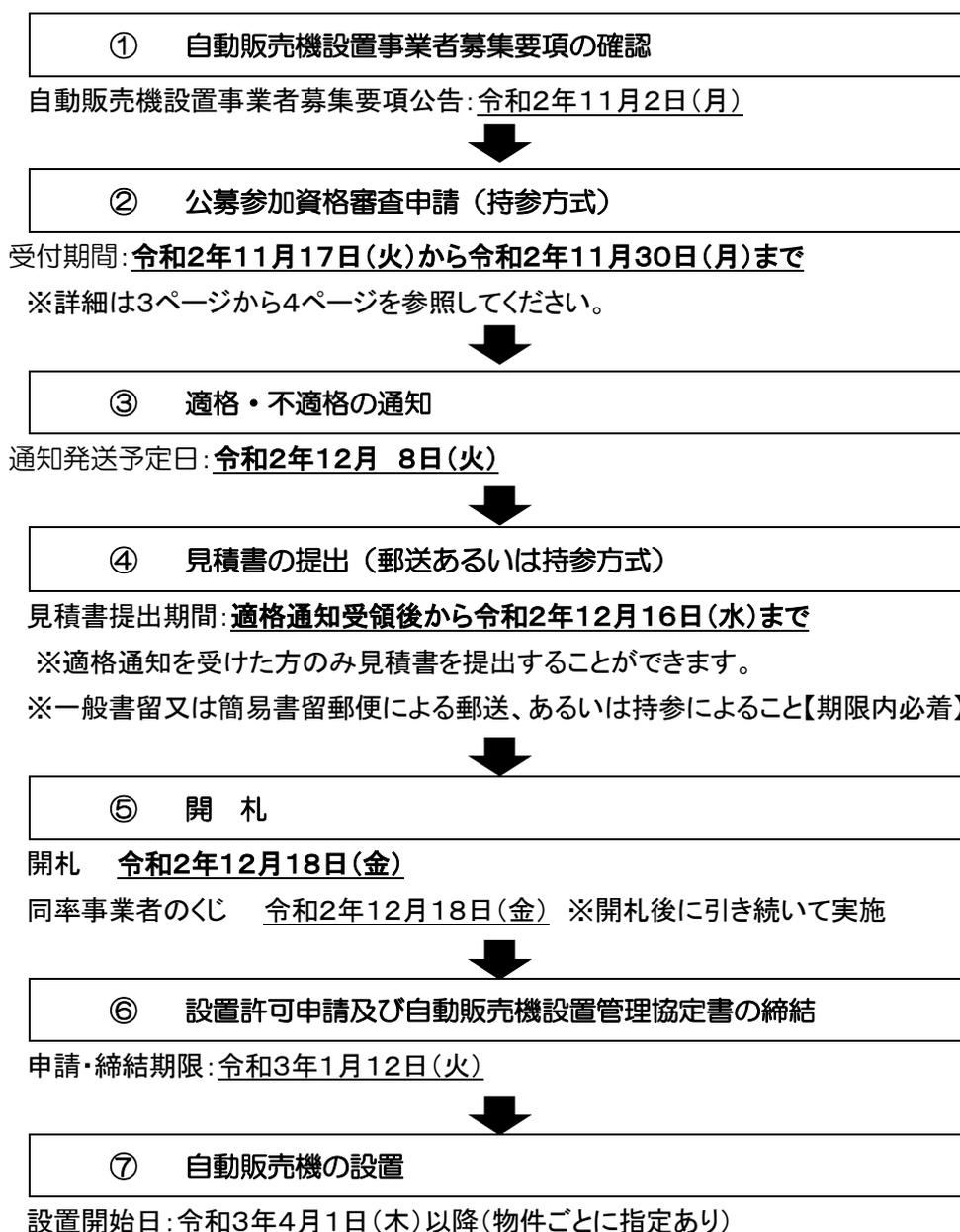
目次

◇ 令和2年度 自動販売機設置事業者公募の流れ	1
◇ 岡山市水道局自動販売機設置事業者募集要項	2~10
1 公募物件（対象自動販売機一覧表）	2
2 公募参加資格	2
3 公募参加資格審査申請に関する事項	3
4 公募参加資格適格・不適格通知に関する事項	4
5 仕様についての質問及び回答	5
6 現地確認	5
7 自動販売機納付金及び設置事業者の選考方法について	5
8 見積書の作成方法	6
9 見積書の提出（郵送又は持参方式）	6
10 見積りの辞退	8
11 開札	8
12 許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結	9
13 設置事業者の決定の取り消し	9
14 納税状況等確認書類の提出	9
15 問い合わせ先	9
◇ 基本仕様書	11~13
◇ 物件別仕様書	14~21
◇ 公募参加資格審査申請書類	22~28
◇ 質問書	29
◇ 見積書（見積書・記載例）	30~31
◇ 封筒記載例	32
◇ 見積辞退届（見積辞退届・記載例）	33~34
◇ 行政財産使用許可申請書	35
◇ 自動販売機設置管理協定書（見本）	36~39

令和2年度 自動販売機設置事業者公募の流れ

岡山市水道局（以下「局」という。）が有する施設における自動販売機設置事業者の募集は、設置にかかる使用料（定額）及び電気代に加え、当該自動販売機の売上に対する自動販売機納付金を局におさめていただくことを条件に、自動販売機の設置を希望する事業者を公募します。

選考にあたっては、自動販売機納付金の最も高い納付料率を見積もった事業者を選考します。



資料等の請求は

岡山市水道局総務部管財課管財係 電話 086-234-5916 (直通)

又は岡山市水道局ホームページ

https://www.water.okayama.jp/boshu_hambai/401.html

岡山市水道局自動販売機設置事業者募集要項

この公募に参加を希望される方は、この募集要項によるとともに、現地を確認し、現状等を承知されたいうえでお申込みください。

1 公募物件（対象自動販売機一覧表）

対象自動販売機は、下記のとおりです。

各自動販売機の仕様等詳細については、基本仕様書（11ページから13ページ）及び物件別仕様書（14ページから22ページ）をご確認ください。**公募グループ単位で選考し、公募グループ単位で1者の設置事業者を決定します。**

公募グループ	物件番号	施設名称	設置場所	設置台数	取扱品目	最低納付金料率
A	A-①	本局庁舎	6階食堂内	2台	缶、ペットボトル 紙パック	15.0%
	A-②	三野浄水場	中央管理棟地下1階	1台	缶、ペットボトル	
	A-③	三野浄水場	発電機棟東側	1台	缶、ペットボトル	
	A-④	旭東浄水場	中央管理棟東側	1台	缶、ペットボトル	

2 公募参加資格

次の各号のいずれかに該当する方は、公募参加資格審査の申請ができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（10ページ参照のこと）
- (2) 自動販売機の設置・運營業務について、岡山市内で2年以上の実績を有しない者
- (3) 法人にあっては、岡山市内に本店、支店又は營業所を有しない者
- (4) 個人業者にあっては、岡山市内に住所を有していない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者及び警察等捜査機関から排除要請がある者
- (8) 市税（岡山市税および自動販売機設置協定書締結先の所在地の市町村の税）、消費税及び地方消費税、及び岡山市水道料金を完納していない者
- (9) 岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中である者。ただし、当該指名停止等の業者が岡山市水道局指名停止基準に基づく指名停止等期間中である場合は、岡山市水道局指名停止期間中である者

3 公募参加資格審査申請に関する事項

この公募に参加を希望される方は、以下により、自動販売機設置事業者公募参加資格審査申請書（以下「参加申請書」という。）を提出してください。**参加申請書を提出し、公募参加資格適格通知書を受けていなければ、見積書を提出できません。**

(1) 申請方法 **持参のみ。**（郵送、ファクシミリ及び電子メールによる受付はいたしません。）

※必ず提出書類の内容について説明のできる方が持参してください。

(2) 申請受付期間 令和2年11月17日（火）から令和2年11月30日（月）まで

（ただし、岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。）

また、申請受付時間は、各日 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時15分までです。

※上記期間以外の申請は一切受け付けません。日時を厳守してください。

(3) 申請場所・問い合わせ先

〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号

岡山市水道局総務部管財課管財係（本局2階）

電話 086-234-5916【直通】

(4) 提出書類

下記のNo.順に書類をそろえてご提出ください。本案内書の23ページから29ページに様式があります。

No.	提出書類	対象	摘要	
—	申請書預かり票	全業者	◆指定様式「申請書預かり票」に必要事項を記入 ※受付時にお返しします。	原本
①	公募参加資格審査申請書及び誓約書	全業者	◆指定様式「公募参加資格審査申請書及び誓約書」に必要事項を記入、押印	原本
②	使用印鑑届 又は 委任状（兼使用印鑑届）	全業者	◆見積、契約の締結等を委任しない場合は、指定様式「使用印鑑届」に必要事項を記入、押印 ◆見積、契約の締結等を代理人に委任する場合は、指定様式「委任状（兼使用印鑑届）」に必要事項を記入、押印	原本
③	納税証明書 （国税）	全業者	◆申請日から3か月以内に取得したもの ◆法人の場合は様式「その3の3」 ◆個人業者の場合は様式「その3の2」 ※所轄の税務署で取得してください。	原本
④	滞納無証明書 （岡山市税）	全業者	◆申請日から3か月以内に取得したもの ◆指定書式「滞納無証明交付申請書（岡山市提出用）」で証明を受けたもの ※各区市税事務所、地域センター等で取得してください。	原本
⑤	納税証明書 （岡山市外の市町村税）	契約締結先が岡山市外の業者	◆申請日から3か月以内に取得したもの ◆自動販売機設置管理協定書締結先の所在地の市町村長の発行する納税証明書「市税及び市税の延滞金に滞納がないこと」の納税証明書 ※東京都においては都税事務所長の発行したもの。	原本

No.	提出書類	対象	摘要	
⑥	水道料金完納証明書	岡山市内に事業所（本社、支店等）がある場合	◆申請日から3か月以内に取得したもの ◆指定様式「水道料金の証明願について」で証明を受けたもの ※水道局お客様センター（本局1階）で証明を受けてください。 ・岡山市内に事業所がない場合、又は集合店舗等で証明が提出できない場合は、「水道料金の証明に関する申立書（様式1）」を提出してください。	原本
⑦	商業登記事項証明書	法人	◆申請日から3か月以内に取得したもの ※法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してください。	写し
⑧	住民票	個人業者	◆申請日から3か月以内に取得したもの ※各区役所市民保険年金課、地域センター等で取得してください。	写し
⑨	身分証明書	個人業者	◆申請日から3か月以内に取得したもの ※代表者について、本籍地の市町村で取得してください。	写し
⑩	印鑑証明書	全業者	◆申請日から3か月以内に取得したもの ◆法人（委任無） 本社の印鑑証明書 ◆法人（委任有） 本社（委任者）の印鑑証明書 ◆個人業者 代表者の印鑑登録証明書	写し
⑪	財務諸表（1期分）	全業者	◆法人の場合は、最新の決算期（株主総会等で承認され内容の確定している決算期）のもので、「貸借対照表」「損益計算書」及び「株主資本等変動計算書」。 ◆個人業者で青色申告の場合は、「所得税の確定申告書B（控）」及び「青色申告決算書」。 ◆個人業者で白色申告の場合は、「所得税の確定申告書B（控）」及び「収支内訳書」。	写し
⑫	自動販売機設置実績報告書	全業者	◆岡山市内での主な設置実績を記入してください。 ◆自動販売機の分類ごとに記入してください。	原本
⑬	取扱自動販売機及びメーカー一覧表	全業者	◆取り扱いのある自動販売機種別及び飲料、又はアイスのメーカーを記入してください。 ◆岡山市内で製造された飲料又はアイスの販売がある場合は別途記入してください。	原本

※フラットファイル等に綴じる必要はありません。

（５） 注意事項

- ア 申請書類の不足、申請内容の不備等がある場合は受け付けできません。
- イ 納税証明書等のうち、岡山市税及び水道料金については、申請時点で完納が分かる書類が提出できない場合は申請できません。
- ウ 申請書は楷書で明瞭に記載してください。

4 公募参加資格適格・不適格通知に関する事項

（１）公募参加資格適格・不適格通知発送予定日

令和2年12月 8日（火） ※簡易書留郵便により行います。

（２）通知内容等

- ア 「適格」とした場合には、見積書提出の手続きを進めてください。
- イ 「不適格」とした場合には、理由を付して通知します。なお、「不適格」とされた場合は、見積書を提出することができません。
- ウ 不適格理由の説明請求受付期間
令和2年12月15日（火） 午後5時15分まで

※持参のみ（郵送、ファクシミリ及び電子メールによる受付はいたしません。）

エ 不適格理由の説明請求提出場所

岡山市北区鹿田町二丁目1番1号

岡山市水道局総務部管財課管財係（本局2階）

オ 不適格理由の説明請求に対する回答

令和2年12月22日（火）までに、書面により回答します。

5 仕様についての質問及び回答

自動販売機設置の仕様について疑義がある場合には、局に対して説明を求めることができます。

① 受付期間	令和2年11月2日（月）から令和2年11月27日（金）まで 午前9時から午後5時15分まで（閉庁日を除く）
② 提出方法	指定の書式「質問書（本案内書30ページ）」により、持参又はファクシミリ・電子メールで提出してください。電話や口頭等による質問は受け付けません。また、質問送付の後、確認の電話を下記③質問提出先へお願いします。 ※ 参加資格審査、選考についての質問は受け付けません。
③ 質問提出先	岡山市水道局総務部管財課管財係（本局2階） TEL 086-234-5916 FAX 086-221-8473 E-mail kanzai@water.okayama.okayama.jp
④ 質問及び回答	質問を受け付けた日の翌々営業日の午後4時から令和2年12月18日（金）まで局ホームページに掲載します。（質問者名は掲載しません。） ※ 最終回答日時 令和2年12月1日（火）午後4時
⑤ その他	質問への回答内容は、この募集要項及び仕様書と一体となって効力を有するものですので、必ず質問及び回答を確認してください。選考後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

6 現地確認

現地説明会は行いません。機種によって商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるため、事前に設置場所の確認を行ってください。設置場所の確認を行う場合は、物件別仕様書に記載の「施設所管課」に事前に連絡のうえ行ってください。

本募集要項、基本仕様書及び物件別仕様書と現況が違う場合、現況が優先するものとします。

7 自動販売機納付金及び設置事業者の選考方法について

対象自動販売機一覧表（本案内書2ページ）に記載の公募グループ単位で、自動販売機納付金料率（以下「納付金料率」という。）の見積りをしてください。

公募グループ単位で局が予定する最低納付金料率以上で納付金料率の見積りをした者の中から、見積

もった納付金料率の最も高い者を設置事業者として決定します。

設置の許可に係る使用料及び電気代相当額については別途徴しますので、自動販売機納付金には含まないでください。

自動販売機納付金とは

自動販売機納付金は、公募グループ内の各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む）に自動販売機納付金料率を乗じた額とします。

8 見積書の作成方法

- 1 見積りは、所定の見積書を使用してください。本案内書の31ページに様式があります。また、様式は局ホームページからもダウンロードできます。
- 2 見積書は、『仕様についての質問の回答』及び『公募参加資格適格通知書』を確認した後に提出してください。なお、『**公募参加資格不適格通知書**』を受けた者は、**見積書を提出することができません。**
- 3 見積書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、使用印を鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- 4 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に使用印を押印してください。なお、納付金料率の訂正はできませんのでご注意ください。
- 5 納付金料率は、アラビア数字（算用数字）を使用し、小数第一位まで記載してください。
- 6 参加者は、その提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 7 **前各項に違反する見積り及び次のいずれかに該当する見積りは、無効とします。**
 - (1) 参加資格のない者のした見積り
 - (2) 最低納付金料率に達しない納付金料率を記載した見積り
 - (3) 納付金料率を改ざんし、又は訂正した見積り (訂正印を押印していても無効になります。)
 - (4) 記入事項を判読できない見積り
 - (5) 見積り事項の一部又は全部が記入されていない見積り
 - (6) 記名押印のない見積り
 - (7) 同一の公募グループに、同一者が2通以上の見積書を提出した見積り（代理人によるものも含む。）
 - (8) 送付先に到達期間内に到達しなかった見積り
 - (9) 一般書留又は簡易書留郵便あるいは持参によらないで送付された見積り
 - (10) 二重封筒により送付されなかった見積り
 - (11) 中封筒に封印がされていない見積り
 - (12) その他見積りの条件に違反した見積り

9 見積書の提出（郵送又は持参方式）

見積書提出方法	一般書留又は簡易書留郵便による郵送、あるいは持参方式 ※ 普通郵便による見積書の提出は無効となります。 ※ 郵送又は持参した見積書の書換え、引換え又は撤回はできません。
---------	---

受 付 期 間	<p>適格通知受領後から令和2年12月16日(水)まで (最終日は、午後5時15分必着)</p> <p>※ 直接持参される場合は、岡山市水道局総務部管財課管財係(本局2階)までお越しください。受付時間は、閉庁日を除く、午前9時から午前12時まで又は午後1時から午後5時15分までです。</p> <p>※ 期間後到着の郵送提出は無効となります。</p> <p>※ 見積書の到着確認の問い合わせにはお答えできません。</p>
提 出 先	<p>〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号 岡山市水道局総務部管財課管財係(本局2階)</p>
提 出 書 類 等	<p>○見積書</p> <p>ア 本案内書の31ページに様式があります。様式は、局ホームページからもダウンロードできます。記載方法は、「8 見積書の作成方法」をご参照ください。自動販売機納付金料率を記入した見積書のみ提出してください。</p> <p>イ 見積書に必要事項を記入・押印し、<u>中封筒に入れ封印</u>してください。見積書及び封印に使用する印鑑は、参加申請書の使用印鑑届に押印した印鑑と同一のもです。</p> <p>ウ 中封筒には次の事項を記入してください。</p> <p>① 参加者名 ② 所在地 ③ 連絡先電話番号 ④ 担当者名 ⑤ 件名：岡山市水道局自動販売機設置事業者募集 ⑥ 公募グループ ⑦ 開札日及び見積書在中</p> <p>※ 見積書を三つ折りにして封入できる大きさであれば、中封筒は任意のものでよいです。</p> <p>※ ①参加者名 及び ②所在地については、参加申請書に記載した名称及び所在地をご記入ください。</p> <p>※ ③連絡先電話番号 及び ④担当者名については、見積書提出にあたってのご担当者を確認するものですので、参加申請書と異なってもかまいません。</p>
注 意 事 項	<p>【封入の際の注意事項】</p> <p>① 見積書を入れ封印した中封筒を、外封筒に入れる。</p> <p>② 外封筒表側に「開札日、岡山市水道局自動販売機設置事業者募集、見積書在中」の旨を朱書きする。</p> <p>③ 外封筒裏側左下部に参加者名を記載する。</p> <p>④ <u>一般書留又は簡易書留郵便により郵送、あるいは持参する。</u></p> <p>※ 中封筒が封入できる大きさであれば、外封筒は任意のものでよいです。</p> <p>【郵送又は持参方式に係る見積りの無効について】</p> <p>以下のような見積りは無効となりますのでご注意ください。</p> <p>① 一般書留又は簡易書留郵便あるいは持参によらないで送付された見積り</p> <p>② 二重封筒により送付されなかった見積り</p> <p>③ 中封筒に封印がされていない見積り</p>

10 見積りの辞退

- 1 適格通知書を受けた後又は見積書の提出後、開札前までは見積り参加を辞退することができます。
- 2 見積り参加を辞退する場合は、見積り辞退届に記名押印のうえ、岡山市水道局総務部管財課管財係に見積り辞退届を直接ご提出ください。使用する印は参加申請書の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。
- 3 見積り参加を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、自動販売機設置事業者決定後の設置辞退については、令和4年3月31日までの間に実施される岡山市水道局自動販売機設置事業者の公募に参加できません。

受付期間	適格通知受領後から令和2年12月17日（木）まで 閉庁日を除く、午前9時から午前12時まで又は午後1時から午後5時15分まで ※ 最終日は、受付時間を午前9時から午前10時までのみとします。 ※ 持参以外による見積り辞退届の提出はできません。
提出先	岡山市水道局総務部管財課管財係（本局2階）
必要書類等	○見積り辞退届 本案内書の34ページ又は局ホームページからもダウンロードできます。 (1) 記名押印し、必ず公募グループを記載してください。 (2) 使用する印鑑は、参加申請書の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。 (3) 封印の必要はありません。

11 開札

開札会場	岡山市水道局本局 2階入札室
開札日時	令和2年12月18日（金） 午後1時30分開始
注意事項	(1) 見積り参加者の入場は自由ですが、参加者及びその代理人以外の方は入場できません。 (2) 開札の結果、参加者のうち最低納付金料率以上で最高納付金料率を見積りした者を設置事業者とし、開札会場で発表します。 (3) 見積り結果については、公募グループごとに参加者数、設置事業者名及び納付金料率を局ホームページに公表します。
くじの実施	(1) 同率の見積りが選定事業者数以上ある場合は、開札に引き続いて、くじを引いていただき、設置事業者を決定します。 (2) 参加者がくじを引かないときは、この公募事務を担当しない職員が代行します。くじにより設置事業者を決定したときは、設置事業者の見積書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

1 2 許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結

設置事業者は、令和3年1月12日（火）までに、管財課あてに行政財産使用許可申請書（本案内書36ページ）を提出するとともに、自動販売機設置管理協定書（以下、「協定書」という。）を締結（本案内書37ページから40ページに見本があります。）してください。

なお、土地に設置する協定書には収入印紙（200円）が必要です。

1 3 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに許可申請の手続を行わなかった場合
- ② 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- ③ その他設置事業者が局の使用許可の相手方として不相当と認められる場合

1 4 納税状況等確認書類の提出

設置事業者は、協定書を締結している間は、1年に1回、納税状況等確認のため、『3（4）提出書類のNo.③～⑥（本案内書3ページから4ページ）』を提出していただきます。提出の依頼は、設置事業者あて別途連絡をいたします。

また、設置事業者は、代表者氏名・所在地等申請事項に変更が生じた場合には、速やかに管財課管財係に連絡をお願いします。

1 5 問い合わせ先

公募手続及び設置場所の確認 に関すること	岡山市水道局総務部管財課管財係 電 話：086-234-5916 受付時間：午前9時から午後5時15分まで（閉庁日を除く） E-mail： kanzai@water.okayama.okayama.jp
-------------------------	---

※ 仕様に関する質問は、本案内書5ページ「5 仕様についての質問及び回答」の手続きに従ってください。

岡山市水道局ホームページ

ホーム > 募集・販売 > 自動販売機設置事業者の公募について

https://www.water.okayama.jp/boshu_hambai/401.html

参考

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七條の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

基本仕様書

物件別仕様書(本案内書 14 ページから 22 ページ)に特に定めのない事項については、以下のとおりとする。

1 施設使用の条件

1 施設使用の許可

自動販売機の設置は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項に規定する行政財産の目的外使用許可(以下、「使用許可」という。)により行う。

2 施設使用の許可手続き

設置事業者は、施設所管課宛に、以下の書類を添付し使用許可申請書を提出すること。

○ 設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の仕様が分かる図面

○ 自動販売機の管理関係証明書類 ※

※ 自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合に、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

3 使用許可期間

(1) 使用許可日から令和 4 年 3 月 31 日まで。ただし、各設置施設の管理運営形態・実績を勘案し、岡山市水道局(以下「局」という。)が適当と判断した場合には、1 年ごとに更新し、当初の使用許可日から起算して最大 5 年(令和 8 年 3 月 31 日)まで更新できるものとする。

(2) 使用許可の期間の満了前でも、局の行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合、また、施設の改廃等がある場合は、使用許可を取り消すことがあるが、この場合設置事業者に損害が生じても局はその賠償の責を負わない。

4 使用許可に係る使用料の納付

使用許可に係る使用料は、局の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。なお、使用許可に係る使用料は、使用許可期間ごとに決定するため、使用許可更新の際に変動することがある。

5 遵守事項

(1) 使用許可の条件を遵守すること。

(2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間、駐車位置及び経路については、局の指示に従うこと。

6 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を局に請求することはできない。

7 自動販売機設置の中止

局の認める場合を除き、公募グループ内の一部の自動販売機の設置を中止することはできない。また、自動販売機の設置を中止する場合は、3 か月前までに局に書面で通知すること。

8 自動販売機の増設

局が必要と判断した場合又は公募設置とは別途市内事業者の設置要望がある場合、施設内に自動販売機を増設することがある。

自動販売機の増設により設置自動販売機の売上の増減がある場合も、設置事業者は一切の補償を局に請求することはできない。

2 自動販売機の規格等

- (1) 周辺環境に配慮した仕様であること。(外観色を含む。)
- (2) 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
- (3) ホットアンドコールド機であること。(紙パックのものを除く。)
- (4) ノンフロン対応機であること。ただし、設置機種によりノンフロン対応機の普及がないものについては、可能な限り環境に配慮したものとする。
- (5) 「学習省エネ機能」、「真空断熱材」や「ヒートポンプ採用」など、トップランナー方式に従った消費電力量の低減に資する技術等を導入し、環境に十分配慮した環境対応型の機種であること。
- (6) 照明はタイマーによる電気調節ができること。(自動点滅、減光機能搭載機とすること。)
- (7) 耐震対策を行い、できる限り建物躯体に負担のかからない方法で設置のこと。
- (8) 安全対策
 - ① 「自動販売機の据付基準 (JIS 規格)」及び「自動販売機据付基準マニュアル (一般社団法人日本自動販売機工業会作成)」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、局の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。
 - ② 「自販機堅牢化基準」(一般社団法人日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、局の責に帰することが明らかな場合を除き、局はその責を負わない。
 - ③ 「食品、添加物の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- (9) 設置に当たり、自動販売機及び回収ボックス等について、施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。
- (10) 設置場所の寸法には、自動販売機本体のほか、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地・自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等を含むものとする。

3 販売品目の条件等

1 販売品目

- ① 酒類及びその類似品を除き、清涼飲料水、コーヒー飲料、乳飲料、牛乳を販売対象品目とし、一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とすること。
- ② 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

2 販売価格

標準小売価格から10円引きした額とすること。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して岡山市水道局が適当と認めた価格とする。

4 維持管理責任

- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に任せようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを局に提出すること。
ただし、上記の全てを他の者に委託することはできない。
- (3) 自動販売機設置場所には、販売する飲料の使用済容器の回収ボックスを設置し、回収ボックス内にある使用済容器は、他社製品持ち込み等問わず、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において、設置事業者の連絡先を明示し、専門技術サービス員を配置し即時対応すること。

5 自動販売機納付金の納付

- (1) 自動販売機納付金は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に納付金料率を乗じた額とする。
- (2) 自動販売機納付金は、局の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。
- (3) 設置事業者は、各月ごとの1台あたりの売上額が確認できる書面を施設所管課に報告するとともに、施設所管課が随時実施するトータルカウンター（売上本数）の確認作業に協力すること。
なお、各自動販売機の売上額は、以後の公募の際等に公表することがある。

6 その他必要経費等

- (1) 自動販売機（付帯電気設備を含む。）の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、局と協議のうえ、電気関係法令を順守して施工し、工事後は速やかに局の確認を受けること。
- (2) 自動販売機の運転に必要な電気使用料については、全額を設置事業者の負担とし、設置事業者の負担により子メーターを設置すること。
なお、電気使用料については、子メーターの指示値により計測した消費電力量に基づき計算した金額とし、局の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

7 その他

募集要項、基本仕様書、物件別仕様書、使用許可書及び自動販売機設置管理協定書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度局と設置事業者で協議のうえ定めるものとする。

物件番号	A-①
設置台数	2台

1. 設置に関する仕様

施設名称	岡山市水道局 本局庁舎		
施設所在地	岡山市北区鹿田町二丁目1-1		
設置場所	6階食堂内	土地・建物の別	■ 建物
設置場所寸法 (1台当たり)	幅 1,200 mm以内 奥行 1,000 mm以内 高さ 2,000 mm以内	設置場所寸法には、自動販売機本体(1台分)ほか、放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。	
既設自販機の有無	■ 有 (⇒入替)	使用済容器回収ボックス	■ 要設置
電気の子メーター	■ 要新設	—	—
設置開始日	令和3年4月1日以降	設置更新期限	令和9年3月31日 まで更新可
特記事項	<p>■ 使用済容器回収ボックスは食堂内に設置すること。また、局が各階に設置し、清掃員が分別収集するので、集約したものを適切に回収及びリサイクルすること。</p> <p>■ 設置作業については施設所管課と協議のうえ、設置開始日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。</p> <p>■ 電気の子メーターについては景観に配慮した設置をすること。</p> <p>■ 搬入にあたっては、エレベーターの使用が可能である。</p> <p>エレベーター仕様：1台目 [内寸 幅1050mm×奥行2000mm×高さ2250mm] [出入口寸法 幅800mm×高さ2100mm 積載量 750kg] 2台目 [内寸 幅1400mm×奥行1350mm×高さ2250mm] [出入口寸法 1台目と同じ 積載量 850kg]</p>		

2. 自販機に関する仕様

①販売品目

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水、牛乳、乳製品(酒類及びその類似品を除く。) 一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商 品	■ コールド ■ ホット(冬季)
容 器	■ 缶 ■ ペットボトル □ びん ■ 紙パック □ カップ式
販売価格	標準小売価格から10円引きした額とすること。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して岡山市水道局が適当と認めた価格とする。
特記事項	

②自動販売機の規格

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機 能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	■ 年額 13,200円/台 [根拠条例：岡山市財産条例] ただし、設置期間が1年に満たない場合は、年額を月割り(ひと月に満たない場合は日割り)した額とする。

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度ごとに変動する可能性あり。

4. 納付金最低料率

納付金最低料率	15.0%
---------	-------

5. その他

同一施設内の他の自販機	■ 無
-------------	-----

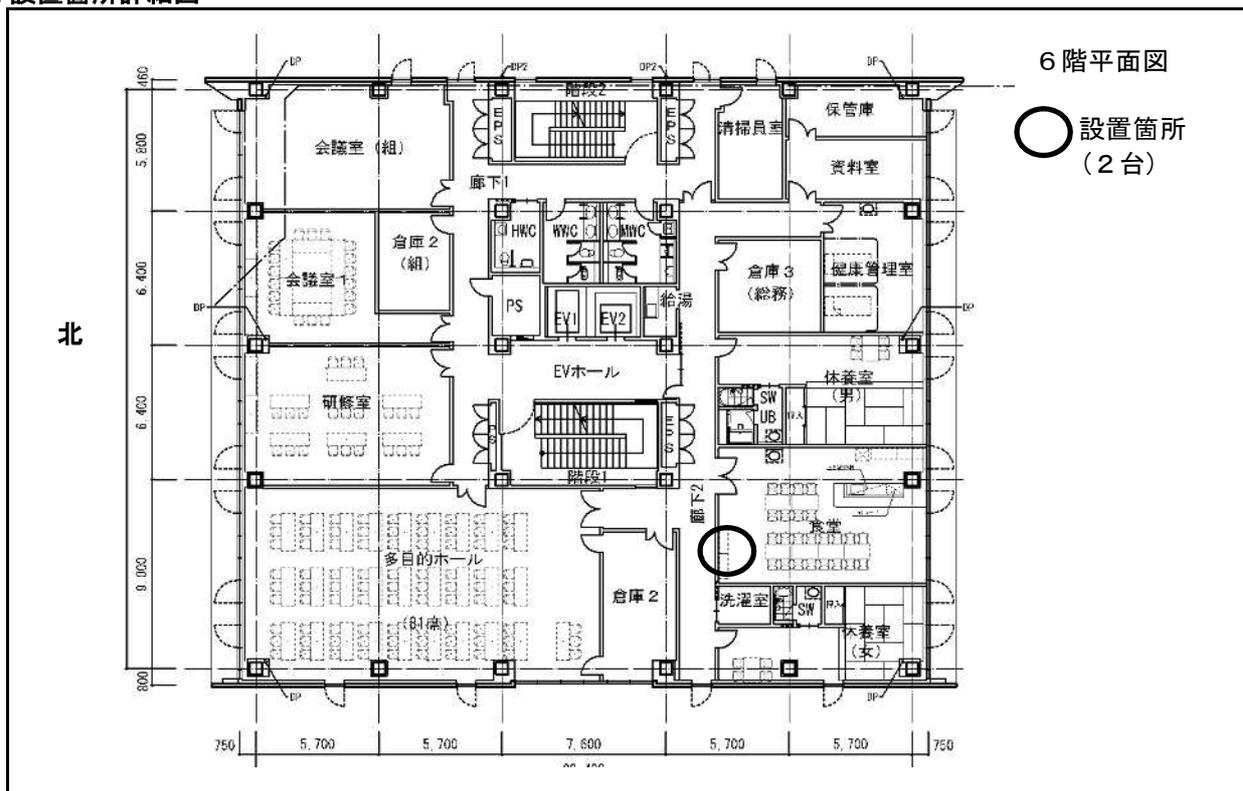
6. 参考データ

利用者実績 または見込み	職員数 183人(令和2年4月1日現在) 平成30年度売上 896,760円 令和元年度売上 835,420円
-----------------	---

7. 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	岡山市水道局総務部管財課	電 話	086-234-5916
-------	--------------	-----	--------------

8. 設置箇所詳細図



9. 現況写真(1)



物件番号	A-②
設置台数	1台

1. 設置に関する仕様

施設名称	岡山市水道局 三野浄水場		
施設所在地	岡山市北区三野一丁目2-1		
設置場所	中央管理棟地下1階	土地・建物の別	■ 建物
設置場所寸法	幅 1,500 mm以内 奥行 1,000 mm以内 高さ 2,000 mm以内	設置場所寸法には、自動販売機本体（1台分）ほか、使用済容器回収ボックス、放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。	
既設自販機の有無	■ 有（⇒入替）	使用済容器回収ボックス	■ 要設置
電気の子メーター	■ 要新設	—	—
設置開始日	令和3年4月1日以降	設置更新期限	令和9年3月31日 まで更新可
特記事項	<p>■ 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ、設置開始日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。</p> <p>■ 設置場所東側の通行スペースを十分に確保して設置すること。</p> <p>■ 設置場所にエレベーターは無いが、地下入口から搬入が可能である。</p>		

2. 自販機に関する仕様

①販売品目

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。） 一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商 品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容 器	■ 缶 ■ ペットボトル □ びん □ 紙パック □ カップ式
販売価格	標準小売価格から10円引きした額とすること。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して岡山市水道局が適当と認めた価格とする。
特記事項	

②自動販売機の規格

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機 能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	■ 年額 13,200円/台 [根拠条例：岡山市財産条例] ただし、設置期間が1年に満たない場合は、年額を月割り（ひと月に満たない場合は日割り）した額とする。

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度ごとに変動する可能性あり。

4. 納付金最低料率

納付金最低料率	15.0%
---------	-------

5. その他

同一施設内の他の自販機	■ 無 () 台 [販売品目:] ※同時に公募実施 (A-③)
-------------	--------------------------------------

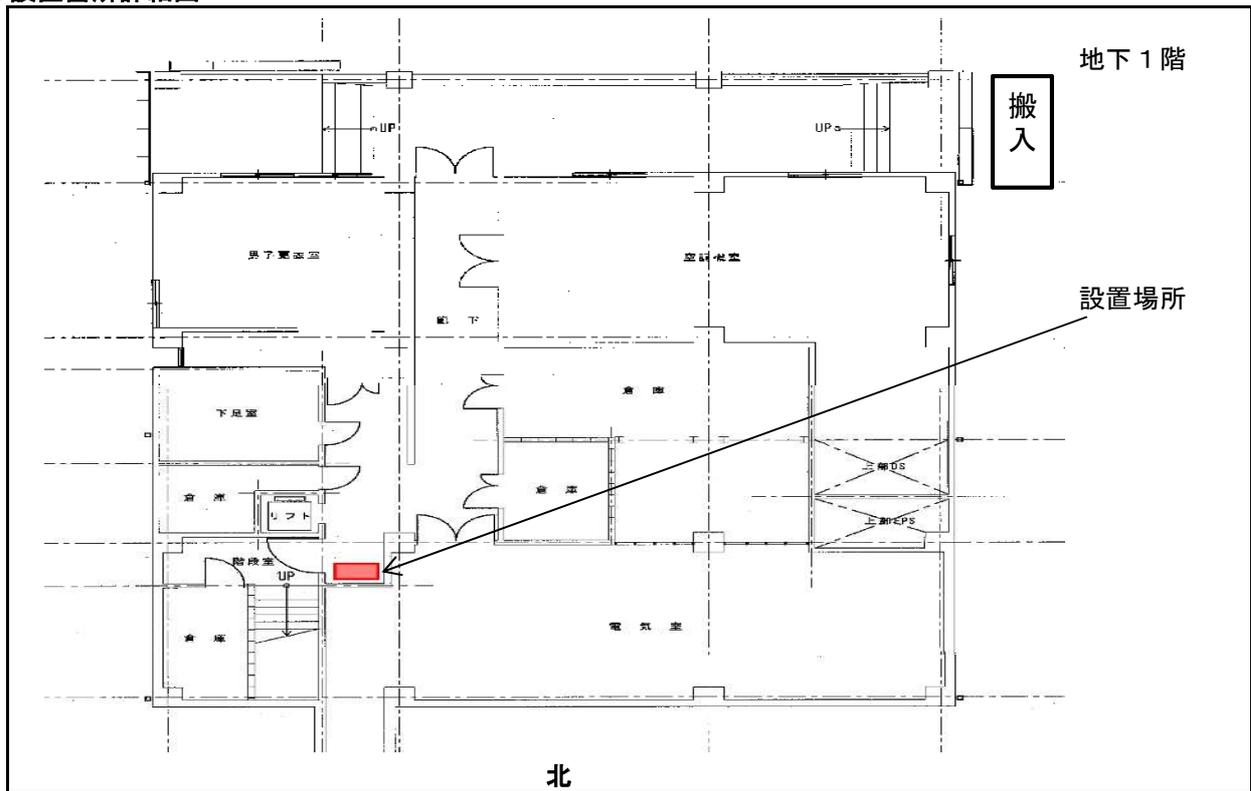
6. 参考データ

利用者実績 または見込み	職員数 56人（令和2年4月1日現在） 平成30年度売上 207,540円 令和元年度売上 187,700円
-----------------	--

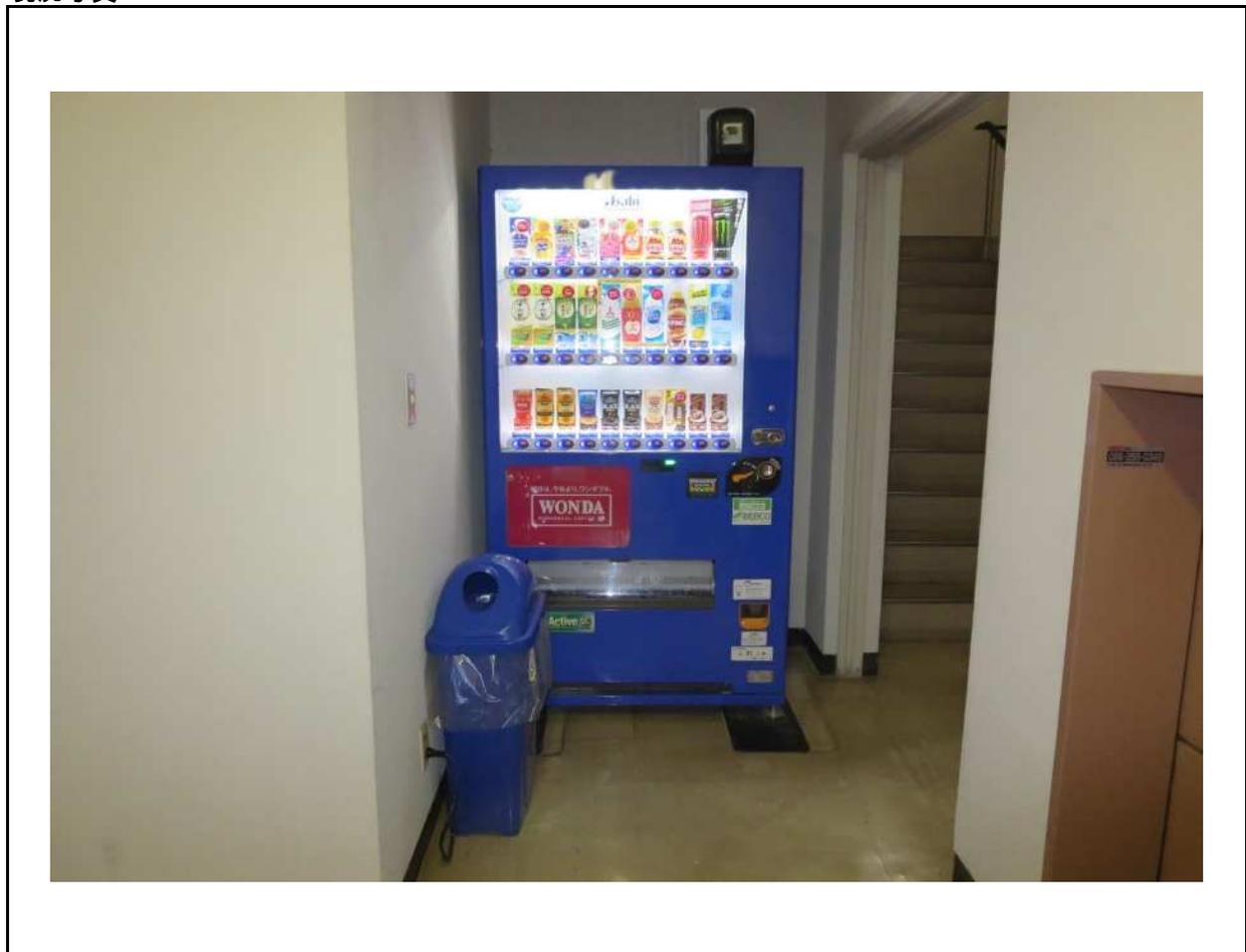
7. 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	岡山市水道局総務部管財課	電 話	086-234-5916
-------	--------------	-----	--------------

8. 設置箇所詳細図



9. 現況写真



物件番号	A-③
設置台数	1台

1. 設置に関する仕様

施設名称	岡山市水道局 三野浄水場		
施設所在地	岡山市北区三野一丁目2-1		
設置場所	発電機棟東側	土地・建物の別	■ 土地
設置場所寸法	幅 2,000 mm以内 奥行 1,000 mm以内 高さ 2,000 mm以内	設置場所寸法には、自動販売機本体（1台分）ほか、使用済容器回収ボックス・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。	
既設自販機の有無	■ 有（⇒入替）	使用済容器回収ボックス	■ 要設置
電気の子メーター	■ 要新設	—	—
設置開始日	令和3年4月1日以降	設置更新期限	令和9年3月31日 まで更新可
特記事項	■ 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ、設置開始日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。		

2. 自販機に関する仕様

①販売品目

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。） 一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商 品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容 器	■ 缶 ■ ペットボトル □ びん □ 紙パック □ カップ式
販売価格	標準小売価格から10円引きした額とすること。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して岡山市水道局が適当と認めた価格とする。
特記事項	

②自動販売機の規格

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機 能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	■ 年額 12,000円/台 [根拠条例：岡山市財産条例] ただし、設置期間が1年に満たない場合は、年額を月割り（ひと月に満たない場合は日割り）した額とする。

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度ごとに変動する可能性あり。

4. 納付金最低料率

納付金最低料率	15.0%
---------	-------

5. その他

同一施設内の他の自販機	■ 無 () 台 [販売品目:] ※同時に公募実施（物件番号A-②）
-------------	---

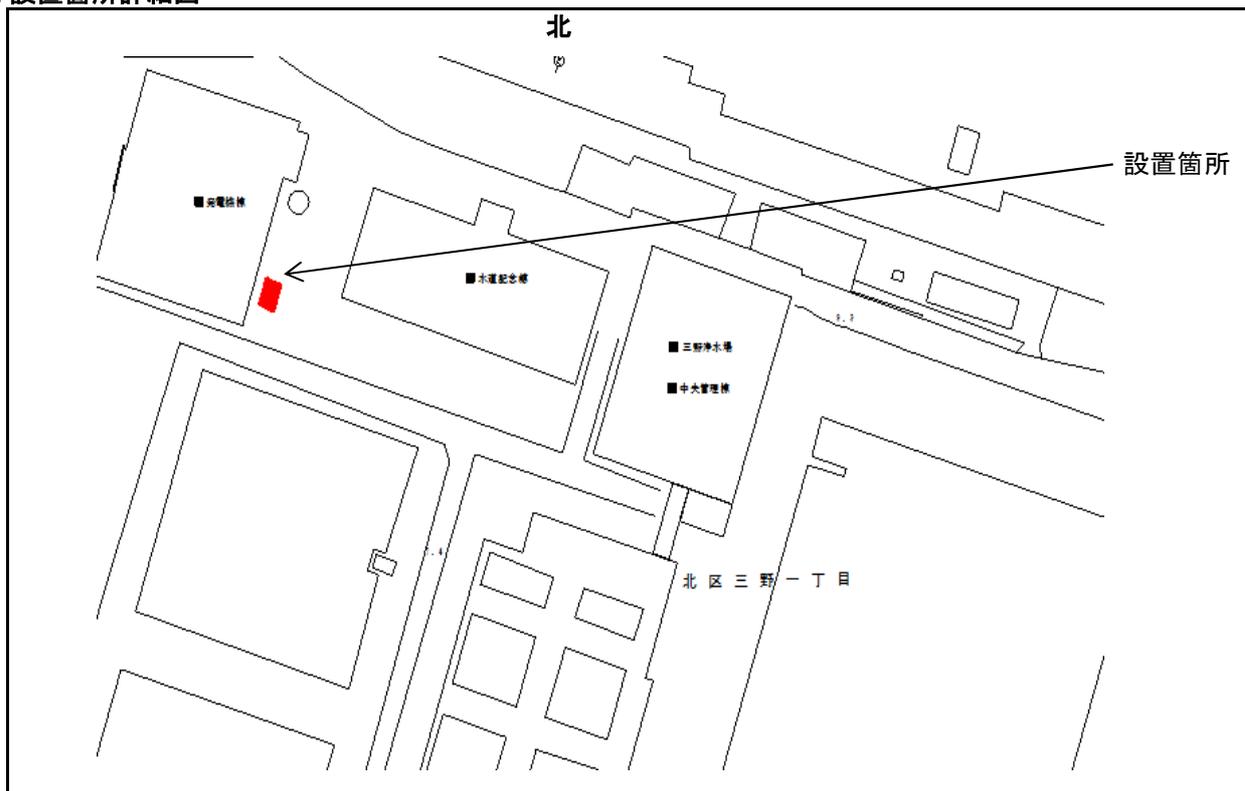
6. 参考データ

利用者実績 または見込み	職員数 物件番号A-②と同様 平成30年度売上 170,360円 令和元年度売上 95,820円
-----------------	--

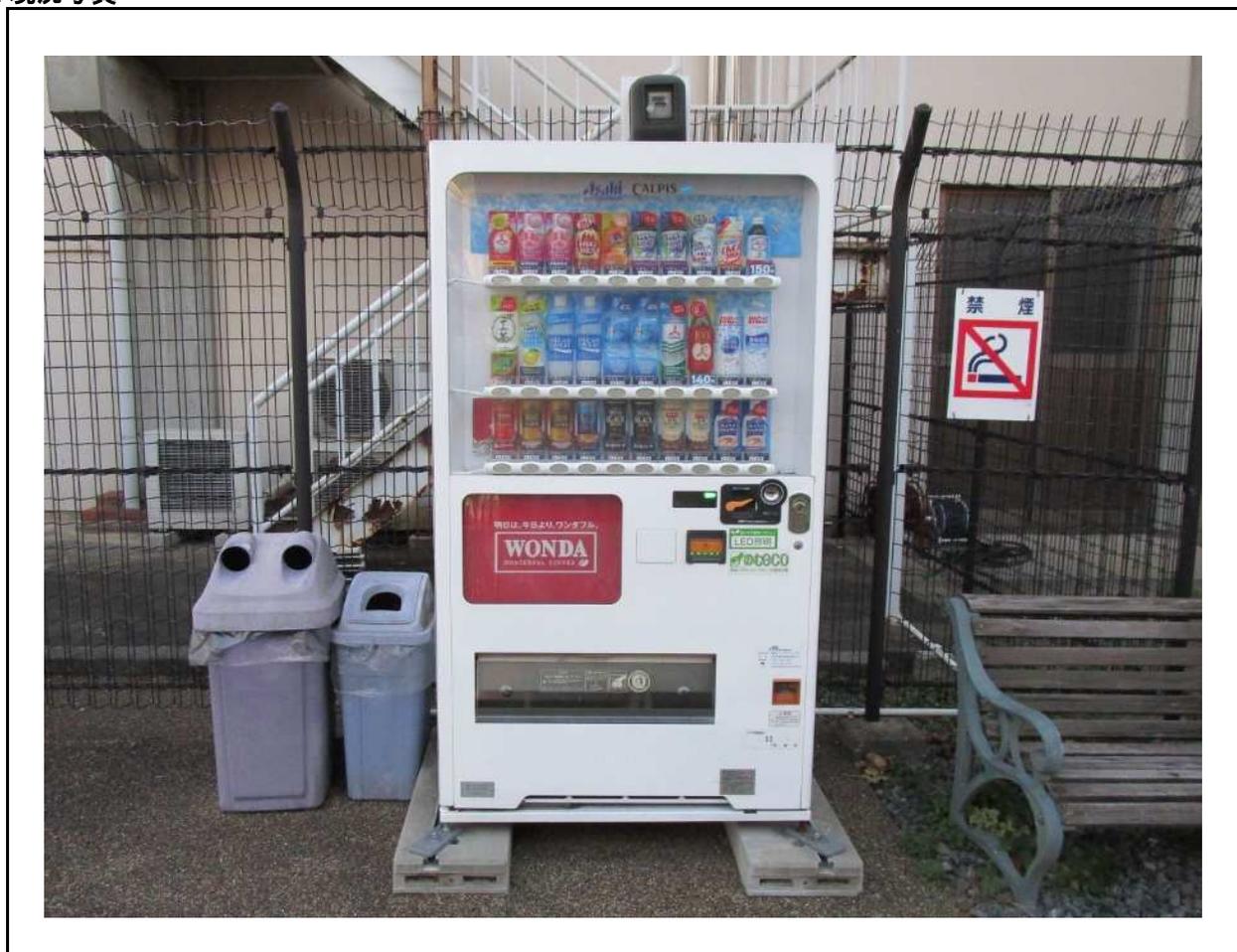
7. 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	岡山市水道局総務部管財課	電 話	086-234-5916
-------	--------------	-----	--------------

8. 設置箇所詳細図



9. 現況写真



物件番号	A-④
設置台数	1台

1. 設置に関する仕様

施設名称	岡山市水道局 旭東浄水場		
施設所在地	岡山市中区今在家462-4		
設置場所	中央管理棟東側	土地・建物の別	■ 土地
設置場所寸法	幅 2,000 mm以内 奥行 1,000 mm以内 高さ 2,000 mm以内	設置場所寸法には、自動販売機本体（1台分）ほか、使用済容器回収ボックス・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。	
既設自販機の有無	■ 有（⇒入替）	使用済容器回収ボックス	■ 要設置
電気の子メーター	■ 要新設	—	—
設置開始日	令和3年4月1日以降	設置更新期限	令和9年3月31日 まで更新可
特記事項	<p>■ 自販機左側入口のドアの開閉域を十分に確保すること。また、自販機右側窓の視界を十分に確保すること。</p> <p>■ 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ、設置開始日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。</p>		

2. 自販機に関する仕様

①販売品目

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。） 一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商 品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容 器	■ 缶 ■ ペットボトル □ びん □ 紙パック □ カップ式
販売価格	標準小売価格から10円引きした額とすること。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して岡山市水道局が適当と認めた価格とする。
特記事項	

②自動販売機の規格

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機 能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	■ 年額 12,000円/台 [根拠条例：岡山市財産条例] ただし、設置期間が1年に満たない場合は、年額を月割り（ひと月に満たない場合は日割り）した額とする。

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度ごとに変動する可能性あり。

4. 納付金最低料率

納付金最低料率	15.0%
---------	-------

5. その他

同一施設内の他の自販機	■ 無 () 台 [販売品目:]
-------------	--------------------

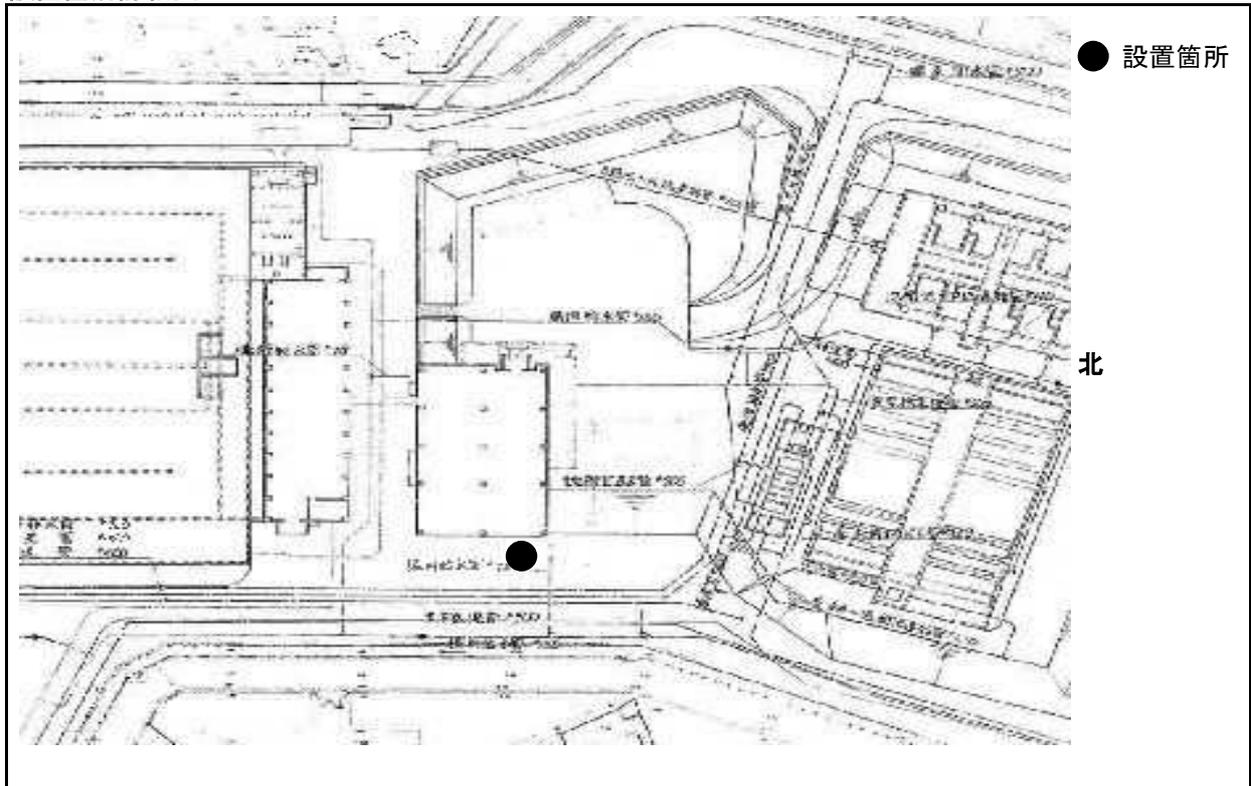
6. 参考データ

利用者実績 または見込み	職員数 23人（令和2年4月1日現在） 平成30年度売上 304,330円 令和元年度売上 255,670円
-----------------	--

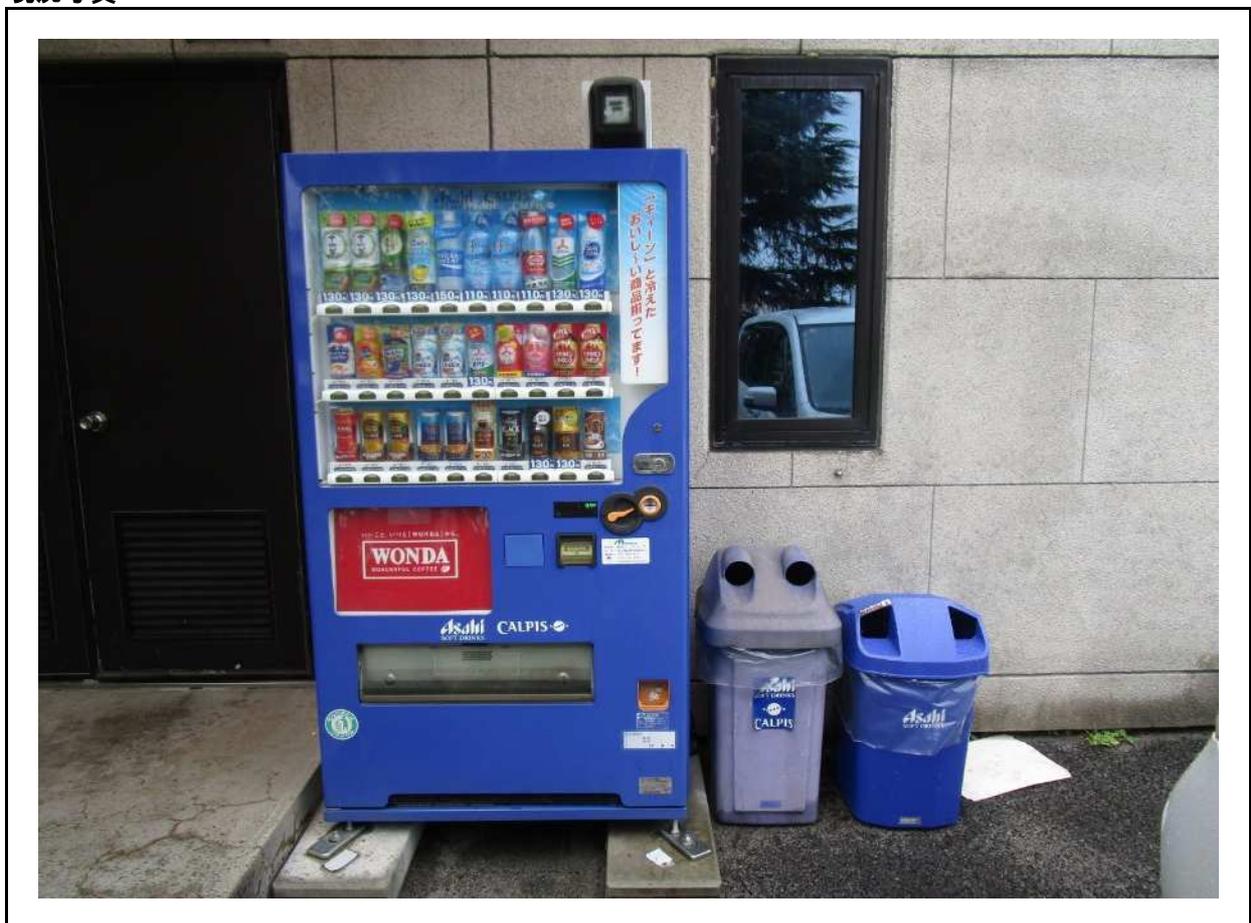
7. 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	岡山市水道局総務部管財課	電 話	086-234-5916
-------	--------------	-----	--------------

8. 設置箇所詳細図



9. 現況写真



(岡山市水道局自動販売機設置事業者公募参加資格審査申請)

申請書預かり票 (太枠内を記入してください)

	申請者 (本社)
所在地 商号又は名称 代表者職氏名	

	点検欄	法人	個人	提出書類	水道局確認欄	備考
①		○	○	公募参加資格審査申請書及び誓約書	<input type="checkbox"/> ・ 不備	
②		○	○	使用印鑑届又は委任状(兼使用印鑑届)	<input type="checkbox"/> ・ 不備	
③		○	○	納税証明書(国税)	<input type="checkbox"/> ・ 不備	
④		○	○	滞納無証明書(岡山市税)	<input type="checkbox"/> ・ 不備	
⑤		(○)	—	納税証明書(岡山市外の市町村税)	<input type="checkbox"/> ・ 不備	契約締結先が市外の場合
⑥		○	○	水道料金完納証明書	<input type="checkbox"/> ・ 不備	
⑦		○	—	商業登記事項証明書	<input type="checkbox"/> ・ 不備	
⑧		—	○	住民票	<input type="checkbox"/> ・ 不備	
⑨		—	○	身分証明書	<input type="checkbox"/> ・ 不備	
⑩		○	○	印鑑証明書	<input type="checkbox"/> ・ 不備	
⑪		○	○	財務諸表(最新の決算期)	<input type="checkbox"/> ・ 不備	平成 年 月決算
⑫		○	○	自動販売機設置実績報告書	<input type="checkbox"/> ・ 不備	
⑬		○	○	取扱自動販売機及び飲料メーカー一覧表	<input type="checkbox"/> ・ 不備	

上記のうち不備書類を至急提出してください。

不備書類を提出の際には、この預かり票のコピーを添付して郵送するか、ご持参ください。
(不備書類が、写しでもよいものみの場合(提出要項参照)はFAXでも可。)

<提出期限> **令和 2年11月30日(月) 必着**

※期限までに管財課管財係で書類の到着を確認できない場合、申請は不受理となります。

<提出先> 〒700-0914

岡山市北区鹿田町二丁目1番1号

岡山市水道局 総務部管財課管財係(本局2階)

電話 086-234-5916(直通)

FAX 086-221-8473

【管財課管財係受付欄】

自動販売機設置事業者公募参加資格審査申請書及び誓約書

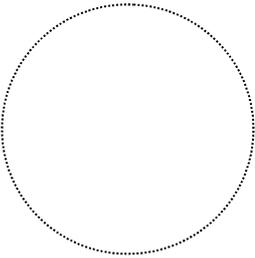
岡山市水道事業管理者 様

岡山市水道局が発注する自動販売機設置事業者の公募に参加したいので、次のとおり事実に基づき記載した公募参加資格審査申請書を提出します。

また、下記事項を遵守することを誓約するとともに、万一これらに違反する行為があったときは、どのような処罰を受けても異議を申しません。

- 1 見積り、契約等について談合等不正行為をしないことはもちろん、関係法規を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行するとともに、岡山市議会における暴力追放に関する決議の趣旨に賛同し、暴力団等に関与しません。
- 2 受託業務に関し個人情報等を扱うときは、岡山市個人情報保護条例（平成12年3月22日市条例第34号）に基づき機密保持、事故防止等に努めます。
- 3 設置事業者の決定に関して、岡山市水道局ホームページに設置事業者名等を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

申請者 (本社)	フリガナ	 (実印)
	商号又は名称 代表者職氏名	
	所在地(※1) 〒 □□□□ - □□□□ 都 道 府 県	
	電話番号	
	FAX番号	

※1 法人は商業登記上の本店所在地、個人業者は店舗等の所在地

この申請の 担当者	部署・氏名	連絡先電話番号
	メールアドレス	

【管財課管財係受付欄】

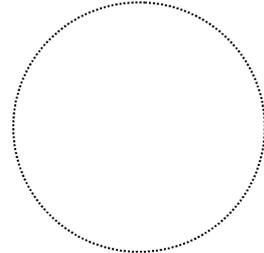
使用印鑑届

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

〒 □□□□ - □□□□□□

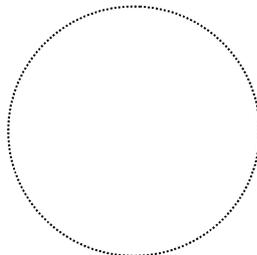
本社所在地
商号又は名称
代表者職氏名



実 印

下記の印鑑を見積りへの参加並びに契約の締結ほかのために使用します。

記



使用印※

※使用印は、代表者役職印又は個人印であること。(会社印は不可)

委任状（兼使用印鑑届）

令和 年 月 日

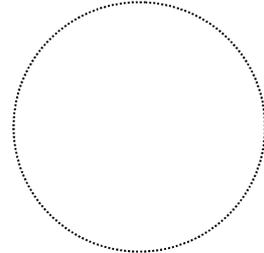
岡山市水道事業管理者 様

〒□□□□ - □□□□

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名



実印

岡山市水道局との自動販売機設置事業に関する契約等に係る権限を、次回変更届が受付されるまで、次のとおり委任します。

また、下記の受任者印を当該見積りへの参加、契約の締結のために使用します。

記

〒□□□□ - □□□□

1 委任先所在地

2 委任先名称

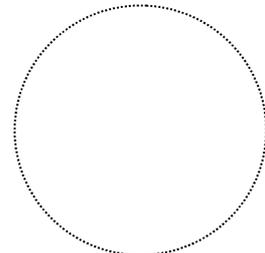
3 受任者職氏名

4 委任先電話番号

5 委任先 FAX 番号

6 委任事項

- ①自動販売機設置事業者の公募に参加する権限
- ②自動販売機設置事業者の公募参加に係る副代理人を選任する権限
- ③使用料、納付金等の支払をする権限
- ④その他自動販売機設置に係る契約締結及び履行に関する一切の権限



受任者印 ※
(使用印)

※受任者印（使用印）は、代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

所長	所長代理	所長補佐	係長	係員	担当者	証明番号	証明年月日
						No.	令和 年 月 日

下記のことについて証明してよろしいか。

岡山市水道事業管理者 様 令和 年 月 日

水道番号

						-		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

住 所

氏 名

水道料金の証明願について

このたび、下記のことについて、証明書を必要としますので、令和 年 月分までの水道料金を完納していることを証明して下さるようお願いします。

記

- 証明理由 自動販売機設置事業者公募参加資格審査申請のため
- 提出先 岡山市水道局

(注) 水道番号欄には、水道料金の領収書等に記載されている水道番号を記入してください。

様式1

水道料金の証明に関する申立書

岡山市水道事業管理者 様 令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

当社は、下記の理由により貴局へ水道料金証明書を提出できないことを申し立てます。

記

- (本店・支店・営業所)は、(ビル名) _____ 内に設置されているため、直接水道局と給水契約を結んでいない。

- その他 _____

※ 【理由】該当するものに○印及び必要事項を記入してください。

※ 【申立】委任先が岡山市内の場合は、受任者でも申立可

課 所 名
証 明 番 号
No.

水道料金証明書

使用場所

使用者名

上記の者に係る、令和 年 月分までの水道料金については完納していることを証明します。

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者

水道料金(線)

自動販売機設置実績報告書

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

商号又は名称	
--------	--

申請の日から過去2年間における自動販売機の設置実績を、下記のとおり報告します。

記

自動販売機種類※	・飲料（ カップ式 併売（カン、ボトル）式 パック式 ） ・アイスクリーム
----------	--

※該当する自動販売機種類を○で囲んでください。

※自動販売機種類が複数ある場合は、種類ごとに提出してください。

設置年	公共団体名・会社等設置場所	公の施設名又は担当部署名	設置台数（台）
年度			
年度			
年度			

※岡山市内における主な設置実績（過去2年以上）について記入してください。

※市・県その他公共団体の庁舎又は公の施設等に設置実績がある場合は、優先して記入してください。

公募に参加し設置を希望するものと同じの自動販売機種類ごとに提出してください。

取扱自動販売機及び取扱メーカー一覧表

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

商号又は名称	
--------	--

取扱いの可能な自動販売機及びメーカー等については下記のとおりです。

記

1 取扱自動販売機

種 類	取扱品目	取扱自販機方式
<input type="checkbox"/> 飲料自動販売機	<input type="checkbox"/> 清涼飲料 <input type="checkbox"/> コーヒー飲料 <input type="checkbox"/> 乳飲料 <input type="checkbox"/> 牛乳	<input type="checkbox"/> カップ式 <input type="checkbox"/> カン・ボトル併売式 (びんを含む) <input type="checkbox"/> パック式
<input type="checkbox"/> 冷菓自動販売機	アイスクリーム類、氷菓	

※ 水道局施設への自動販売機設置にあたり、取扱いを希望するものにチェックしてください。

2 取扱飲料メーカー及び取扱冷菓メーカー一覧

取扱メーカー名	品目又は方式	取扱メーカー名	品目又は方式

3 岡山市内製造飲料又はアイスの取扱い

商 品 名	製造工場所在地	品 目	包 装
	岡山市 区	清涼飲料・コーヒー飲料・ 乳飲料・牛乳・アイス・ その他()	カップ・カン・びん・ ボトル・パック・ その他()
	岡山市 区	清涼飲料・コーヒー飲料・ 乳飲料・牛乳・アイス・ その他()	カップ・カン・びん・ ボトル・パック・ その他()

※ 岡山市内で製造された飲料又はアイスを自動販売機で販売する場合は記入してください。

質 問 書

岡山市水道局総務部管財課管財係 宛

F A X 0 8 6 - 2 2 1 - 8 4 7 3

E-mail kanzai@water.okayama.okayama.jp

(質問者)

住所又は所在地

商号又は名称

(担当者)

氏 名

電 話

F A X

E-mail

質問項目	
質問内容	

※ 質問がある場合は、本質問書を令和2年11月27日（金）午後5時15分までに、岡山市水道局管財課管財係まで持参又はファクシミリ・電子メールで提出してください。

なお、ファクシミリ又は電子メールの場合は、送信後、電話にて管財課管財係に到着を確認してください。

※ 質問項目については「基本仕様書 P〇〇 番号〇〇 の 〇〇〇〇について」等、具体的に記入してください。

※ 質問への回答については、質問を受け付けた日の翌々営業日の午後4時から令和2年12月18日（金）までに岡山市水道局ホームページに掲載します。

なお、質問者名は公表しません。

見 積 書

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

岡山市水道局自動販売機設置事業者募集において、私は、募集要項、基本仕様書、物件別仕様書及び関係書類（図面等）並びに設置箇所等熟知承諾のうえ、次のとおり提出します。

公募グループ	自動販売機納付金料率			
A			.	%

【注意事項】

- 自動販売機設置事業者公募参加資格審査申請の使用印鑑届に押印した印を使用すること。
- 見積りする公募グループについて、自動販売機納付金料率を記入すること。
- 設置の許可に係る使用料及び電気代相当額については別途徴するため、自動販売機納付金には含めないこと。
- 自動販売機納付金料率は、アラビア数字（算用数字）を用い、小数第一位まで記入すること。
- 自動販売機納付金料率は、自動販売機ごとの売上額に対して、岡山市水道局へ納付する販売手数料率を記入すること。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

見積書

記載例

令和 2年〇〇月〇〇日

岡山市水道事業管理者 様

住所又は所在地 岡山市北区鹿田町二丁目〇〇-〇

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

参加申請書の使用印鑑
届に押印した印を使用
すること。

印

岡山市水道局自動販売機設置事業者募集において、私は、募集要項、基本仕様書、物件別仕様書及び関係書類（図面等）並びに設置箇所等熟知承諾のうえ、次のとおり提出します。

公募グループ	自動販売機納付金料率				
A	〇	〇	.	〇	%

【注意事項】

- 自動販売機設置事業者公募参加資格審査申請の使用印鑑届に押印した印を使用すること。
- 見積りする公募グループについて、自動販売機納付金料率を記入すること。
- 設置の許可に係る使用料及び電気代相当額については別途徴するため、自動販売機納付金には含めないこと。
- 自動販売機納付金料率は、アラビア数字（算用数字）を用い、小数第一位まで記入すること。
- 自動販売機納付金料率は、自動販売機ごとの売上額に対して、岡山市水道局へ納付する販売手数料率を記入すること。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

封筒記載例（見積書の郵送又は持参）

※一般書留又は簡易書留郵便による郵送あるいは持参に限る。

中封筒（表）

①参加者名
②所在地
③連絡先電話番号
④担当者名
⑤件名：岡山市水道局自動販売機
設置事業者募集
⑥公募グループ
A
⑦開札日 令和2年12月18日
見積書在中

中封筒（裏）

印
印
印

※封印に使用する印は、参加申請書の使用印鑑届に押印した印を使用してください。
※①参加者名および②所在地については、参加申請書に記載した名称及び所在地をご記入ください。
※見積書を三つ折りにして封入できる大きさであれば、中封筒は任意のものでよいです。

外封筒（表）

700-0914

岡山市水道局総務部管財課管財係
行

岡山市北区鹿田町二丁目一番一号

令和二年十二月十八日開札
岡山市水道局自動販売機設置事業者募集
見積書在中

外封筒（裏）

参加者名

※必ず朱書きしてください。
※裏側左下部に参加者名を記載してください。
※中封筒が封入できる大きさであれば、外封筒は任意のものでよいです。

見 積 辞 退 届

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和2年12月18日開札の岡山市水道局自動販売機設置事業者募集において、都合により下記物件の見積りを辞退します。

公募グループ

【注意事項】

- 一旦提出した見積りを辞退する場合に、本様式を提出してください。
- 使用する印は、自動販売機設置事業者公募参加資格審査申請の使用印鑑届に押印した印を使用してください。
記名押印のないもの並びに他の印鑑を使用した場合は、辞退の扱いになりませんのでご注意ください。
- 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
- 辞退する公募グループごとに提出してください。

見 積 辞 退 届

記 載 例

令和 2年〇〇月〇〇日

岡山市水道事業管理者 様

住所又は所在地 岡山市北区鹿田町二丁目〇〇-〇〇

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

参加申請書の使用印
鑑届に押印した印を使用すること。

印

令和2年12月18日開札の岡山市水道局自動販売機設置事業者募集において、都合により下記物件の見積りを辞退します。

公募グループ

A

【注意事項】

- 一旦提出した見積りを辞退する場合に、本様式を提出してください。
- 使用する印は、自動販売機設置事業者公募参加資格審査申請の使用印鑑届に押印した印を使用してください。
記名押印のないもの並びに他の印鑑を使用した場合は、辞退の扱いになりませんのでご注意ください。
- 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
- 辞退する公募グループごとに提出してください。

行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

使用者

住 所

氏 名

印

下記により行政財産を使用したいので、許可願いたく申請いたします。

記

1 使用しようとする財産の表示

- (1) 所在地
- (2) 名称及び数量

2 使用目的及び使用を必要とする理由

3 使用期間

4 添付書類

- (1) 関係図面
- (2) その他の関係書類

5 その他必要な事項

自動販売機設置管理協定書(見本)

岡山市水道局（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙が行政財産目的外使用許可申請に基づき設置する自動販売機（以下「自販機」という。）の設置管理に関し、行政財産目的外使用許可書に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

（設置場所及び台数）

第1条 乙は、甲が指定する下記の場所に自販機を設置し、管理するものとする。

設置場所：本局庁舎（岡山市北区鹿田町二丁目1番1号）

三野浄水場（岡山市北区三野一丁目2番1号）

旭東浄水場（岡山市中区今在家462番4号）

設置台数：5台

（行政財産目的外使用の許可及び使用料）

第2条 乙は、甲の指定する期日までに、自販機を設置に伴う行政財産目的外使用許可の申請及び使用料の納付を適正に行わなければならない。

（協定期間）

第3条 自販機の設置期間は、前条の乙の申請に対し甲が許可した期間とする。ただし、設置施設の運営形態や自動販売機設置の必要性を勘案し、甲が適当と判断した場合には、令和8年3月31日まで引き続き使用許可を行う。

2 本協定の期間は、前項に規定する自販機の設置期間とする。

（電気使用料）

第4条 乙は、自販機の運転による電気使用量を計測するための子メーターを乙の負担により設置するものとする。

2 乙が負担する電気使用料の額は、乙が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量に基づき、甲が計算した額とする。

3 乙は、前項の規定による電気使用料を、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納めなければならない。

（自動販売機納付金）

第5条 自動販売機納付金は各自販機の売上実績額に、納付金料率 . % を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 乙は、各自販機に係る各月ごとの売上本数、売上実績額及び納付金額を、請求月（6月、9月、12月、3月）の10日（10日が岡山市の休日を定める条例（平成元年9月25日市条例第44号）に定める休日に当たる場合は翌開庁日）までに書面により甲に報告す

るものとする。ただし、令和9年4月報告分（3月分）については同年4月10日までに報告するものとする。

3 乙は、納付金を甲が指定する期日までに納めなければならない。

（設置費用等）

第6条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全て乙の負担とする。

（販売品目の構成等）

第7条 自販機により販売する品目の構成、種類等については、次のとおりとする。

- (1) 販売品目については、缶、ペットボトル又は紙パックとし、多品種、多品目で一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とするよう努めること。
- (2) 販売開始後に甲から前号の品目の構成、種類等の変更について要望があった場合、乙は、誠意をもって対応すること。
- (3) 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。
- (4) 酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は行わないこと。

（販売価格）

第8条 標準小売価格から10円引きした額とすること。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して岡山市水道局が適当と認めた価格とする。

（維持管理責任等）

第9条 商品の補充及び金銭管理等自販機の維持管理については、すべて乙が行うものとする。

- 2 乙は、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行わなければならない。
- 3 乙は、自販機の維持管理を第三者に行わせようとする場合は、自販機を設置する日までに、乙と当該第三者との間で委託契約又は協定等を締結し、当該委託契約書又は協定書等の写しを甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、乙が設置した使用済容器の回収ボックス内にある使用済容器を乙の責任で適切に回収し、及びリサイクルしなければならない。
- 5 乙は、衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守するとともに乙の従業員に対しその徹底を図り、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行わなければならない。
- 6 乙は、自販機の設置に当たって、据付面を十分に確認したうえで安全に設置しなければならない。
- 7 自販機の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応しなければならない。

ない。

(自販機設置の中止)

第10条 乙は、行政財産目的外使用許可申請を取り下げることにより自販機の設置を中止することができる。ただし、甲が認める場合を除き、同一公募グループの一部の自動販売機の設置を中止することはできない。

2 前項の規定により行政財産目的外使用許可申請を取り下げるときは、乙は3か月前までに書面により甲に申し出て、承認を得るものとする。

3 第1項の規定により行政財産目的外使用許可申請を取り下げた場合においても、納付済の使用料は返還しない。

(協力関係)

第11条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲から連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(賠償責任)

第12条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において一切解決するものとする。ただし、当該事故が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が補償する。

(自販機の盗難及び破損)

第13条 甲は、甲の責めによることが明らかな場合を除き、当該自販機の盗難及び破損に関しては、一切の責任を負わない。

2 乙は、自販機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧をしなければならない。

3 甲は、自販機の毀損、汚損又は紛失を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

4 第2項の復旧に要する経費は、乙が負担するものとする。

(売上調査)

第14条 甲は、必要に応じて、自販機に係る売上本数及び売上高について、調査を実施することができる。乙はこれに協力しなければならない。

(自販機の交換)

第15条 乙が、自販機の交換（リプレース）を実施する場合は、あらかじめその旨を甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。

(協定解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、行政財産目的外使用許可を取り消し、この協定を解除することができるものとする。

(1) 本協定の条項に違反したとき。

(2) 事業の存続が困難であると認められたとき。

(3) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。

(4) 第4条、第5条及び第6条の規定による納付金等の支払い義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず納入期限を3か月以上経過してしてもなお履行しないとき。

2 前項により協定が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

3 乙は前項の規定により協定が解除された場合には、甲が指定する期日までに自販機を撤去しなければならない。

4 乙は、自販機を撤去したときは、乙の責任と負担において原状回復を行い、甲の確認を受けるものとする。

(原状回復)

第17条 乙は、協定期間が満了した場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、甲に返還する。ただし、甲が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(疑義の解釈等)

第18条 この協定書の定めに疑義が生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号
岡山市水道局
岡山市水道事業管理者

乙 住所

氏名